

問	答	備考
【1 補助金の手続に関すること】		
1 1つの法人から複数の事業所の申請を行う場合の申請単位は。	複数事業所の申請を行う場合であっても、申請は事業所単位で提出してください。	
2 補助対象となる介護ロボットは、どのタイミングで購入またはリースすれば良いか。	県からの交付決定通知を受け取った後に、当該年度内（3月31日まで）に契約・発注、納品、導入の全てを完了させてください。補助金交付決定前に契約・発注したものおよび年度を越えてから納品、導入されたものは補助対象となりませんので、注意してください。	
3 補助率4分の3を適用する場合の「少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用」とは、これら全てを活用する必要があるということか。	お見込みの通り、「見守りセンサー」、「インカム・スマートフォン等のICT機器」および「介護記録ソフト」の全てを活用する必要があります。この要件を満たすため、既に導入している機器を活用することも可能としますが、当該機器も含めた事業計画書（計画や目標等）を作成する必要があります。	
【2 補助対象事業所に関すること】		
1 他の補助金と重複して交付を受けることはできないのか。	できません。例えば、厚生労働省の各都道府県労働局における「人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）」の移乗介護機器や、滋賀県介護職員職場環境改善支援（ICT導入支援）事業費補助金による補助を受ける介護事業所の場合には、当該補助を受ける部分については本補助金の対象となりません。 （例えば、「ICT導入支援」でWi-Fi環境の整備費を申請した場合、「介護ロボット導入支援」の見守り機器の導入に伴う通信環境整備として同じWi-Fiに関する経費を重複して申請することはできません。）	

問	答	備考
【3 補助対象機器および補助対象経費に関すること】		
1 補助対象となる介護ロボットの定義はあるか。	補助金交付要綱と併せて、HPに「介護ロボットの定義」という資料を掲載していますので、御参照ください。	
2 付属品は補助対象に含まれるか。	介護ロボットの使用に必要不可欠なものであり、「介護ロボットとして最低限の機能を有するまとまり」の一部として考えられるものであれば対象になります。	
3 見守り支援機器に係るパソコンやタブレット、モバイル端末は補助対象に含めてよいか。	機器の稼働に不可欠な専用の受信・制御機器であれば補助対象となりますが、介護ロボットの使用以外にも汎用性のあるものは他に流用可能なため、パソコン、タブレット、モバイル端末は補助対象外となります。	
4 機器本体とは別に、機器の動作に必要なサーバーは補助対象となるか。	原則、対象となります。ただし、介護ロボット機器の使用以外にも汎用性がある場合は対象外となります。	
5 年度途中から介護ロボット等のリースを行う場合、対象となるのはリース開始時から1年間か、それとも当該年度末までか。	県からの交付決定通知後に契約となるため、契約日から当該年度の3月末までの経費のみが対象となります。	
6 消費税は対象となるか。	対象外です。	
【4 導入後に関すること】		
1 導入した介護ロボットが故障した場合はどうなるのか。	修理費用が発生しても、補助対象とはなりません。修理が困難、修理費用が高額等のため処分する場合は、別途手続きが必要です。事前に相談してください。	